

死刑執行に抗議する会長声明

- 1 2026年（令和8年）8月21日、大阪拘置所において、1名の死刑が執行された。当会は、今回の死刑執行に対し、強く抗議する。
- 2 日本弁護士連合会は、2016年（平成28年）10月7日、第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対して死刑制度の廃止を目指すことなどを求めるとともに、死刑廃止を含む刑罰制度の在り方に関する議論が深められるよう活動を展開する旨表明した。そして、2022年（令和4年）11月15日付けで「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を取りまとめるなど、死刑制度の廃止等を提言してきた。
- 3 2024年（令和6年）11月13日には、国会議員、研究者、各界有識者、犯罪被害者遺族等で構成される「日本の死刑制度について考える懇話会」が、死刑制度についての報告書を公表している。同報告書では、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない」との基本的な認識の下、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」が提言されている。そして、会議体において具体的な結論を出すまでの間、死刑執行の停止についても検討課題とされている。
- 4 国際的には多くの国が既に死刑制度を廃止している。2025年（令和7年）末現在、国連に加盟する193か国のうち、法律上及び事実上の死刑廃止国は145か国にも上る。また、経済協力開発機構（OECD）に加盟する38か国のうち、国家として統一して死刑を執行しているのは日本のみである。

そして、死刑の執行を繰り返している日本に対し、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を出し続けているところである。

死刑廃止はもはや国際的な潮流である。その中で、日本では死刑制度が維持され、今も死刑が執行されているのである。

- 5 当会は、今回の死刑執行に対して強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた全社会的議論を進めることを求める。

2026年（令和8年）8月24日

青森県弁護士会

会長 森 雄 亮